

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日発行)

目次

◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

土地改良区の役員就退任(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)

保安林の指定の解除予定(三件)(森林保全課)

一般国道の区域の変更(道路課)

一般国道の供用の開始(〃)

開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)

◇教委告示 平成七年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項(小中学校課)

平成七年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項(〃)

◇公 告 林業改良指導員資格試験の合格者(林務課)

告 示

鳥取県告示第七百二十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険

医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石丸こどもクリニック	鳥取市天神町三一―二	平成六年十月十九日
旗ヶ崎内科クリニック	米子市旗ヶ崎九丁目一四―二九	〃
松田小児科医院	鳥取市大杵二二八―二	平成六年十月二十一日
尾崎クリニック	鳥取市吉方一二―三	平成六年十月二十二日
今田歯科岩倉医院	鳥取市岩倉四五―一	平成六年十月二十八日
だいせん薬局	米子市皆生一七五〇―五六	〃

鳥取県告示第七百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山北部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 〃 理事 森田 潔 西伯郡大山町国信三三四三
 - 〃 堀 嶋 明 西伯郡大山町国信三八五一一
 - 〃 堀 嶋 利起夫 西伯郡大山町国信三六四
 - 〃 林 原 隆 英 西伯郡大山町末吉五八八
 - 〃 林 原 四 郎 西伯郡大山町末吉四七一
 - 〃 本 田 隆 敏 西伯郡大山町末吉五四五
 - 〃 車 和 則 西伯郡大山町末長四七一
 - 〃 金 川 伸 太 郎 西伯郡大山町稲光四六
 - 〃 山 根 完 一 西伯郡大山町上万四三一
 - 〃 谷 野 昭 夫 西伯郡大山町上万四四一
 - 〃 諸 遊 皎 西伯郡大山町上万五九四
 - 〃 船 原 典 西伯郡大山町上野二一九
 - 〃 国 野 祐 一 西伯郡大山町上野一〇八一一
 - 〃 角 田 弘 人 西伯郡大山町福尾二八五
 - 〃 福 留 齊 西伯郡大山町福尾五一五一一
 - 〃 監 事 青 木 隆 介 西伯郡大山町国信九六六
 - 〃 山 根 準 一 西伯郡大山町上万四七一
 - 〃 福 留 章 西伯郡大山町福尾四九八
- 平成六年九月九日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 〃 理 事 森 田 潔 西伯郡大山町国信三三四三
- 〃 堀 嶋 明 西伯郡大山町国信三八五一一
- 〃 堀 嶋 利起夫 西伯郡大山町国信三六四
- 〃 林 原 隆 英 西伯郡大山町末吉五八八
- 〃 林 原 四 郎 西伯郡大山町末吉四七一

- 〃 本 田 隆 敏 西伯郡大山町末吉五四五
 - 〃 車 和 則 西伯郡大山町末長四七一
 - 〃 金 川 伸 太 郎 西伯郡大山町稲光四六
 - 〃 山 根 完 一 西伯郡大山町上万四三一
 - 〃 谷 野 昭 夫 西伯郡大山町上万四四一
 - 〃 諸 遊 皎 西伯郡大山町上万五九四
 - 〃 福 見 貞 則 西伯郡大山町上万四六九
 - 〃 船 原 典 西伯郡大山町上野二一九
 - 〃 国 野 祐 一 西伯郡大山町上野一〇八一一
 - 〃 角 田 弘 人 西伯郡大山町福尾二八五
 - 〃 福 留 齊 西伯郡大山町福尾五一五一一
 - 〃 監 事 青 木 隆 介 西伯郡大山町国信九六六
 - 〃 山 根 秀 之 西伯郡大山町上万七四三
 - 〃 福 留 章 西伯郡大山町福尾四九八
- 平成六年九月十日就任 任期四年

鳥取県告示第七百二十四号

赤碕町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）出上地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年十月三十一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十五号

赤碕町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）出上地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年十月三十一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十六号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）丸山地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年十月三十一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字観音谷二六四九の五（次の図に示す部分に限る。）、二二六

四九の一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第七百二十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字来見野字芳原一三二七の二七

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百二十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字二ツ山二〇九〇（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

水道事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第七百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年十月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
四八二号	日野郡江府町大字下蚊屋字広畑 一一五―一地先から同町大字助 沢字岡岩二八―三一地先まで	変更前 四・五 四八・〇	〇 三、〇七四	〇 二、九九八
		変更後 七・〇 六七・〇		

鳥取県告示第七百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年十月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
四八二号	日野郡江府町大字下蚊屋字広畑一一五―一地先 から同町大字助沢字岡岩二八―三一地先まで	平成六年十月二十八日

鳥取県告示第七百三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成五年十二月一日 鳥取県指令受都計三―二第二十三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
境港市新屋町字五郎作灘
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市小篠津町二八五―二
松本 篤志

鳥取県告示第七百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成六年四月二十八日 鳥取県指令受都計三―二第二号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市河崎字中通下三柳境
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市河崎一―七六―四
磯井 貞光

鳥取県告示第七百三十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年六月二十九日 鳥取県指令受都計三―三第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市麻城字長谷、字向山、字北峯及び字首切谷、寺谷字長谷、和田字夏谷、字袋谷、字中峯、字道和寺及び字大山並びに馬場町並びに小田字大平並びに和田東町字向山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市和田東町九一四―一〇〇

株式会社倉吉インターヒルズゴルフクラブ

代表取締役社長 村田孝明

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

平成七年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。

平成六年十月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

平成七年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項

一 鳥取聾学校幼稚部

(1) 募集幼児数

平成元年4月2日から平成2年4月1日までに出生した幼児（以下「5歳児」という。）6人

平成2年4月2日から平成3年4月1日までに出生した幼児（以下「4歳児」という。）4人

平成3年4月2日から平成4年4月1日までに出生した幼児（以下「3歳児」という。）7人

(2) 出願資格を有する者

3歳児、4歳児又は5歳児で、聴覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の2の表に規定する程度のもの。

(3) 出願方法

ア 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオーゾグラム（測定したものがなければ、鳥取聾学校ひまわり分校で測定する。）を添えて鳥取聾学校長に提出しなければならない（郵送による場合は、返信用封筒（あて名を記載の上、80円切手をはり付け）を同封すること。）。

イ 出願期間及び受付場所

(ア) 出願期間

a 平成7年2月4日（土）から同年3月4日（土）まで（日曜日及び祝日を除く）とする。ただし、郵送による場合は、同年3月2日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

b 受付時間は、9時から17時まで（土曜日は9時から12時まで）とする。

(イ) 受付場所 鳥取聾学校

ウ その他

鳥取聾学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

(5) 面接の日程等

ア 日時 平成7年3月7日(火) 10時から12時まで

イ 場所 鳥取聾学校

ウ 内容

(ア) 幼児との面接

(イ) 保護者との面接

(6) 合格者の発表

平成7年3月14日(火) 10時に鳥取聾学校において発表するとともに、志願者に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校で交付する。

ウ 幼児の募集に関し不明なことは、鳥取聾学校(岩美郡国府町宮下1261 電話0857-23-2031)に問い合わせること。

2 ひまわり分校幼稚部

(1) 募集幼児数

平成元年4月2日から平成2年4月1日までに出生した幼児(以下「5歳児」という。) 6人

平成2年4月2日から平成3年4月1日までに出生した幼児(以下「4歳児」という。) 4人

平成3年4月2日から平成4年4月1日までに出生した幼児(以下「3歳児」という。) 7人

(2) 出願資格を有する者

3歳児、4歳児又は5歳児で、聴覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政

令第340号)第22条の2の表に規定する程度のもの。

(3) 出願方法

ア 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオーゾグラム(測定したものがなければ、鳥取聾学校ひまわり分校で測定する。)を添えて鳥取聾学校長に提出しなければならぬ(郵送による場合は、返信用封筒(あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。)を同封すること。)

イ 出願期間及び受付場所

(ア) 出願期間

ア 平成7年2月4日(土)から同年3月4日(土)まで(日曜日及び祝日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、同年3月2日(木)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

イ 受付時間は、9時から17時まで(土曜日は9時から12時まで)とする。

(イ) 受付場所 鳥取聾学校ひまわり分校

ウ その他

鳥取聾学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

(5) 面接の日程等

ア 日時 平成7年3月6日(月) 13時から15時まで

イ 場所 鳥取聾学校ひまわり分校

ウ 内容

(ア) 幼児との面接

(イ) 保護者との面接

(6) 合格者の発表

平成7年3月13日(月) 10時に鳥取聾学校ひまわり分校において発表するとともに

に、志願者に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取養護学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取養護学校ひまわり分校で交付する。

ウ 幼児の募集に関し不明なことは、鳥取養護学校ひまわり分校（米子市東福原1401

ー1 電話0859-23-2810）に問い合わせること。

鳥取県教育委員会告示第二十四号

平成七年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。

平成六年十月二十八日

鳥取県教育委員会 長 田 中 圭 介

平成七年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項

1 募集幼児数

平成元年4月2日から平成2年4月1日までに出生した幼児（以下「5歳児」とい

う。）7人

平成2年4月2日から平成3年4月1日までに出生した幼児（以下「4歳児」とい

う。）7人

2 出願資格を有する者

4歳児又は5歳児で、肢体不自由（重複障害を含む。）の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の2の表に規定する程度のものである。

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書に幼児調査表及び保育調査表を添えて皆生養護学校長に提出しなければならない（郵送による場合は、返信用封筒（あて名を記載の上、

80円切手をはり付けたものとする。）を同封すること。

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

(ア) 平成7年2月1日（水）から同年2月7日（火）まで（日曜日を除く）とする。ただし、郵送による場合は、同月6日（月）までの消印のあるもの限り、受け付ける。

(イ) 受付時間は、9時から17時まで（土曜日は9時から12時まで）とする。

イ 受付場所 皆生養護学校

(3) その他

皆生養護学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

(1) 日時 平成7年2月24日（金） 13時30分から15時30分まで

(2) 場所 皆生養護学校

(3) 内容

ア 幼児との面接及び行動観察

イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成7年3月7日（火）正午に皆生養護学校において発表するとともに、志願者に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、皆生養護学校で交付する。

(3) 幼児の募集に関し不明なことは、皆生養護学校（米子市東福原1401-1 電話

0859-22-6571) にお問い合わせること。

公 告

平成6年10月3日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

平成6年10月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

中西佳奈恵	名畑 昌昭	山中 啓介	光畑 里美	砂田 香里
祖父江宗利	角谷 弘美	加藤まゆみ	西田 真康	森 雄一
露木 慎一	山本 武	是兼 和人		